

ピオーネ当新田 入所利用料(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

基本表 (単位単価: 10.14 円)

令和3年8月1日改定

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (Ⅰイ)・(Ⅱイ)	夜勤職員配置 加算(Ⅳイ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	栄養マネジ メント強化加算	精神科医 療養指導加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	食費	居住費
要介護 1	661単位	35単位 (Ⅰイ)12単位 (Ⅱイ)23単位	61単位	12単位	11単位	5単位	18単位	1,445円	2,006円
要介護 2	730単位								
要介護 3	803単位								
要介護 4	874単位								
要介護 5	942単位								

加算

褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ・Ⅱ)	療養食加算	科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	再入所時栄養 連携加算	安全対策 体制加算	看取り加算(Ⅰ)	個別機能訓練 加算(Ⅱ)	入所者身体状況及び スタッフの配置状況等 により左記加算を算定
(Ⅰ) 3単位/月	6単位 /回	50単位 /月	400単位 /回	20単位 /入所時	死亡日以前31~45日	20単位 /月	
(Ⅱ) 13単位/月					死亡日以前4~30日		
					死亡日前々日・前日		
					死亡日		

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	904円	2,006円	1,445円	4,355円	130,728円	・第1~第3段階に該当しない方
要介護 2	982円			4,433円	133,058円	
要介護 3	1,064円			4,515円	135,523円	
要介護 4	1,144円			4,595円	137,920円	
要介護 5	1,220円			4,671円	140,216円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員処遇改善加算8.3%介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年9月30日まで基本報酬に0.1%上乗せする。

利用者負担 第1段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	904円	820円	300円	2,024円	60,798円	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1000万円(夫婦で2000万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	982円			2,102円	63,128円	
要介護 3	1,064円			2,184円	65,593円	
要介護 4	1,144円			2,264円	67,990円	
要介護 5	1,220円			2,340円	70,286円	

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は居住費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	904円	820円	390円	2,114円	63,498円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入の合計所得が80万円以下の方 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	982円			2,192円	65,828円	
要介護 3	1,064円			2,274円	68,293円	
要介護 4	1,144円			2,354円	70,690円	
要介護 5	1,220円			2,430円	72,986円	

※基本額が月額15,000円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	904円	1,310円	650円	2,864円	85,998円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・上記2段階以外の方 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	982円			2,942円	88,328円	
要介護 3	1,064円			3,024円	90,793円	
要介護 4	1,144円			3,104円	93,190円	
要介護 5	1,220円			3,180円	95,486円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

*上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該当条件
	基本額	居住費	食費	合計		
要介護 1	904円	1,310円	1,360円	3,574円	107,298円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・上記2段階以外の方 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	982円			3,652円	109,628円	
要介護 3	1,064円			3,734円	112,093円	
要介護 4	1,144円			3,814円	114,490円	
要介護 5	1,220円			3,890円	116,786円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

*上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

ピオーネ当新田 入所利用料(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

基本表 (単位単価: 10.14 円)

令和3年8月1日改定

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (Ⅰイ)・(Ⅱイ)	夜勤職員配置 加算(Ⅳイ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	栄養・マネジ メント強化加算	精神科医 療養指導加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	食 費	居住費
要介護 1	661単位	35単位 (Ⅰイ)12単位 (Ⅱイ)23単位	61単位	12単位	11単位	5単位	18単位	1,445円	2,006円
要介護 2	730単位								
要介護 3	803単位								
要介護 4	874単位								
要介護 5	942単位								

加算

褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ・Ⅱ)	療養食加算	科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	再入所時栄養 連携加算	安全対策 体制加算	看取り加算(Ⅰ)		個別機能訓練 加算(Ⅱ)	入所者身体状況及び スタッフの配置状況等 により左記加算を算定
(Ⅰ) 3単位 /月	6単位 /回	50単位 /月	400単位 /回	20単位 /入所時	死亡日以前31～45日	72単位/日	20単位 /月	
(Ⅱ) 13単位 /月					死亡日以前4～30日	144単位/日		
					死亡日前々日・前日	680単位/日		
					死亡日	1,280単位/日		

(2割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	1,807円	2,006円	1,445円	5,258円	157,924円	・第1～第3段階に該当しない方
要介護 2	1,963円			5,414円	162,584円	
要介護 3	2,128円			5,579円	167,514円	
要介護 4	2,288円			5,739円	172,309円	
要介護 5	2,440円			5,891円	176,900円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養・マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員処遇改善加算8.3%介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。

※基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

また、新たに新設された現役並み所得者に相当するかたがいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せする。

(3割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	2,711円	2,006円	1,445円	6,162円	185,120円	・第1～第3段階に該当しない方
要介護 2	2,945円			6,396円	192,111円	
要介護 3	3,191円			6,642円	199,506円	
要介護 4	3,432円			6,883円	206,697円	
要介護 5	3,660円			7,111円	213,584円	

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養・マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員処遇改善加算8.3%介護職員等特定処遇改善加算2.7%を加算し、単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

※基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

また、現役並み所得者に相当するかたがいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※(新設)課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の場合、毎月の負担上限額140,100円(世帯)

課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の場合、毎月の負担上限額93,000円(世帯)

※詳しくは市町村にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、2021年9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せする。